

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年10月28日（金）第358号の 3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○鳥獣保護区の指定の解除（※）（自然保護課取扱い） 1

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 772 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第8項の規定により、次の鳥獣保護区の指定を令和4年10月28日をもって解除する。

令和4年10月28日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

名 称	区 域
草野鳥獣保護区（昭和61年10月31日鹿児島県告示第1836号をもって設定）	曾於郡大崎町野方地内における大崎町道持留盲歩危線と大崎町道釜ケ宇都池段線との交点を起点とし、同点から同町道を同町道と大崎町道盲歩危池段線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と大崎町道角堂篠段線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と大崎町道篠段立本線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と志布志市道岩瀬戸1号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と志布志市道立本岩瀬戸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と志布志市道針山下原線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と志布志市道立本草野1号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と大崎町道岡別府持留線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と大崎町道岡別府大久保線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と大崎町道持留盲歩危線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域